

令和5年度第1回千葉県いじめ問題対策連絡協議会（概要）

日時：令和5年8月7日（月）午後2時30分～午後4時00分

会場：千葉県教育会館 新館 501会議室

1 開 会

2 千葉県いじめ問題対策連絡協議会長（千葉県教育委員会教育長）挨拶

3 会員紹介

4 説 明

（1）千葉県いじめ問題対策連絡協議会の概要について

千葉県いじめ問題対策連絡協議会について、事務局より説明。

5 協 議

（1）いじめ問題の状況について

千葉県のいじめに関する状況等について、事務局より説明。質疑応答。

【意見・質疑応答】

- ・特になし

（2）いじめ問題対策に係る各機関・団体の意見交換

いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況等について

各機関・団体の取組状況（資料「いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況等」参照）を確認し合い、これに基づいて質疑応答並びに意見交換。

【意見・質疑応答】

〈進行〉

- ・各機関・団体の取組について、事前に5つの御質問を受けているので、該当する団体から回答をお願いしたい。
- ・1つ目は、「総合教育センター」の取組である、デジタルシティズンシップ教育について、具体的には、どのような教育なのかという質問である。

〈総合教育センター〉

- ・デジタルシティズンシップとは、デジタル技術を使用して、学習、創造し、責任を持って市民社会へ参加する能力のことであり、デジタルシティズンシップ教育は優れたデジタル市民になるため必要な能力を身に付けることを目的とした教育とされている。従来、学校で情報化が進むにあたっては、情報モラル教育を進めてきて、定まった行動規範やルールなど態度や考え方の理解が中心になっていたが、学校教育における1人1台端末の活用が始まり、従来型の情報モラル教育だけではなく、デジタルコミュニケーションの道義的、社会的意義を認め、高度情報化社会の主体として健全で責任ある市民となるための知識技能、態度を身につけるデジタルシティズンシップ教育を指導できる教員をつくるため、昨年度からこの研修を始めている。

〈進行〉

- ・2つ目は、「警察本部生活安全部少年課の取組」である、スクール・サポーター制度について、具体的には、どのような制度なのかという質問である。

〈警察本部生活安全部少年課〉

- ・スクール・サポーターは、小中学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒を対象とした非行防止や立ち直り支援及び学校における生徒等の安全の確保などを目的としている。主として、非行問題等を抱える学校からの要請に基づいて派遣し、教職員に対する生徒指導や健全育成に係る指導・助言、対象生徒等に対する指導・助言、学校等が実施する学校内外のパトロール活動への支援等を行っている。
- ・現在、県警の会計年度任用職員として31人、元警察官30人、元少年補導専門員1人がそれぞれ活動しており、令和4年度中は中学校9校、小学校8校の合計17校に派遣し、本年度もすでに中学校4校、小学校7校への派遣を実施している。
- ・派遣の状況としては、中学校であれば、同級生や教職員に対する暴力、教職員の指導に従わず校内を集団で徘徊する、学校内を水浸しにする、同級生にわいせつ行為をする、教職員の車のナンバープレートを折り曲げるようなケースがある。また、小学校であれば、児童による暴言暴力や授業妨害、教室からの飛び出し、はさみやきりを不適切に使用するケース、特別支援学級に在籍する児童による問題行動も見受けられる。
- ・各種問題行動を認知した際には、教職員だけでなく、PTAや地域ボランティアとの連携を図りながら対応にあたるが、事案の内容によっては、管轄警察署の介入を促す働きかけをしている。
- ・活動の効果としては、派遣したほとんどの学校から児童生徒の問題行動が沈静化し、校内秩序が回復した、組織的に対応する体制が確立されたなどの感謝の意が述べられているほか、児童生徒からは、誰にも言えなかったことも、サポーターには相談できたなどと書かれた手紙が寄せられたケースもあった。
- ・関係部局の理解を得ながら、今後も増員を図り、学校内外における非行防止や、児童生徒の安全確保などに一層の支援を行って参りたい。

〈進行〉

- ・3つ目は、「千葉市教育委員会」の取組である、長期欠席対策担当教育相談員による学校訪問の実施について、具体的には、どのような制度なのかという質問である。

〈千葉市教育委員会〉

- ・本市において、長期欠席児童生徒、不登校児童生徒に対する支援として様々な取組を行っているが、依然として大きな課題となっており、経験に基づいた学校への直接的な相談支援を行うために、千葉市の退職校長の方を長欠指導教育相談員として配置している。千葉市教育委員会の教育支援課に会計年度任用職員として、2名の先生が週3日21時間勤務している。計画的に年20回ほど、学校を訪問し、長欠児童生徒に対する対応について学校に対して指導、助言を行っている。
- ・具体的な業務内容は、児童生徒の不応感や増加傾向にある不登校などを未然に防ぐために学校としての対応のあり方について、計画的に学校訪問をしている。各学校から上がってくる長欠の報告の集計作業から、長欠及び不登校状況調査資料や不登校児童生徒が通所する民間施設等の調査分析等を行って、学校へ指導や助言を行っている。

〈進行〉

- ・4つ目は、「千葉大学子どもこころの発達教育研究センター」の取組である、勇者の旅について、具体的には、どのような取組なのかという質問である。

〈千葉大学子どもこころの発達教育研究センター〉

- ・千葉大学子どもこころの発達教育研究センターは認知行動療法という心理療法、精神療法を用いて子どもたちのメンタルヘルスの問題の解決を目指すという取組を行っている研究機関で、勇者の旅はその認知行動療法ごとに、子どものメンタルヘルス、特に不安の問題の予防に生かせないかを考えて開発したプログラムである。対象としては小学校高学年から中学校の子ども向けの心理教育プログラムで、7～8年前から学校や教育委員会と連携しつつ取組を進めている。子どもたちが、それぞれ自分の不安感情と向き合いながら、不安と上手につき合っていくための考え方や行動の工夫を学んで行くプログラムになっており、通常学級において学校の授業時間内に、ワークブックの指導に沿って授業が行われるという形である。このプログラムを用いた研究を複数回行っているが、プログラムを実施した学級の子どもたちの不安スコアはプログラムを実施していない学級の子どもたちに比べて有意に低減することが確認できている。年度末に募集要項を千葉県内外の学校に配付し、35～40校が毎年希望している。授業時間の確保が課題ではあるが、一旦導入した学校が毎年継続的に取り組んでいるケースが多い。
- ・期待される効果として、まず、不安の高い子どもたちの不安スコアを下げるができる。この不安の問題は学校の不適応や不登校と関連することも指摘されており、いじめの問題にも、加害者側被害者側双方の不安やストレスといった問題が大きく影響していると考えるので、いじめ防止プログラムなどいじめ問題を直接扱うプログラムのみならず、こういった感情的な問題に対するアプローチを学校教育の中に取り組んでいくことが、いじめ防止に役立つと考えている。
- ・学級全体でこのプログラムに取り組み、子どもたちが不安の問題に関する自己理解と他者理解のそれぞれを深めていく。不安は大切な感情である。誰でも不安になることがある。人によって不安の感じ方は異なる。不安と上手につき合っていくかが大事であるというような認識が学級や学校全体で共有されることによって、からかいやいじめなどが減ると期待している。

〈進行〉

- ・大変興味深いプログラムだと思うが、実際に使ってみたいときには、どのようにアプローチをしたらよいのか。

〈千葉大学子どもこころの発達教育研究センター〉

- ・いつでも千葉大学に問い合わせいただければ、学期の途中からでも実践することは可能である。指導者養成研修会を年4回ほど定期的で開催しており、そちらで先生方が認知行動療法や勇者の旅の授業の仕方等について学んでいただければ、学校で実践できる形になる。

〈進行〉

- ・多くの学校に知っていただき、学校に取り入れていただけるように教育委員会としても協力して参りたい。
- ・5つ目は、「弁護士会」の取組である、いじめ予防出張授業の実施について、実際の様子や手応え等を教えてほしいという質問である。

〈弁護士会〉

- ・10年前から千葉県弁護士会の独自の取組として始めており、知っている学校は知っていてレポートをしていただいているが、知らない学校は知らない状況であり、今日ここで紹介の場をいただけて、大変うれしく思う。
- ・内容については、実際に起こったいじめによる自殺事案の紹介をする授業で、中野富士見中学校事件、俗に言う葬式ごっこ事件を紹介するような内容である。弁護士が話すことなのでインパクトはあり、担任の先生から怖い事件の話の話を聞くと、生徒は衝撃ストレスが高いと思うので、外部講師だからこそできる内容と思っている。
- ・実際に葬式ごっこで使われた色紙のコピーを配って、児童生徒に見てもらっている。色紙をまわすと、水を打ったように静かになり、真剣に受けとめていることがよくわかる。最後にまとめとして、あなたがこの事件の被害者のクラスメートだったら、どんなことができたと思うかと投げかけを行い、授業は終わる。
- ・児童生徒の反応がよくわかる授業で、やる方としても、本当につらい話で、話すのは、身が引き締まる。1回きりの関係なので、私たちの伝えたいこと、いじめは人権侵害であることがきちんと伝わるように、精一杯やっている。

〈進行〉

- ・次に、いじめ問題対策に係る意見交換を行いたいと思う。今回は、事前にいただいた御意見をふまえ、4つの観点について、皆様と意見交換できたらと思う。
- ・1点目は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の「教育相談体制」について、まず県の取組について事務局から補足説明を行う。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の「教育相談体制」について、事務局より補足説明。

〈進行〉

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の増加を心がけている。日数については、中学校は週1回だが、小学校は月2回のところもまだ残っており、高等学校は配置がまだされていないところもある。また、スクールカウンセラーが来ても時間が短いということも課題と感じている。学校側で要望であるとか、こういうことをしていただいで非常に助かったという事例があれば、お話いただきたい。

〈中学校長会〉

- ・中学校では、スクールカウンセラーは週1回で来ていただき、校内の生徒指導委員会等にも参加していただいている。色々な事例に対して助言をいただき、先生方も助かっている。必要であれば個別の面談も行っていたりしており、非常に助かっている。

〈高等学校長協会〉

- ・高等学校でもスクールカウンセラーを配置していただき、非常に助かっている。直接生徒だけではなく、教員に助言をいただいたりとか、場合によっては保護者の方もカウンセリングを受けていただいたりしている。
- ・小学校や中学校でスクールカウンセラーが行き渡って、配置が進んだということの一つの結果かもしれないが、例年、小中学校時代にカウンセラーと面談したけども、うまくいかなかったという事例も若干ある。そういった生徒にカウンセラーを勧めても、断られてしまう事例も出ているので、配置が進んだがために、また新しい問題も出てくると感じている。

〈公認心理師協会〉

- 学校でのスクールカウンセラーの役目として、大きく4つの柱があると思っている。1つ目は、いじめの発見、2つ目は、その対応、3つ目は、先生方とのコンサルテーション、4つ目は、予防を含めた研修である。
- 1つ目のいじめの発見については、基本的に学校の先生方が気づいて発見することが多いが、カウンセリングルームに、直接児童生徒が来て、いじめられていると相談を受けることがある。また、自由来室を通して、何回かカウンセリングルームに足を運んでもらい、スクールカウンセラーがどういう人間か知っていた後に、いじめの相談を受けることもある。その点から自由来室の意義は大きいと思っている。
- スクールカウンセラーは時間がある時に校内を回ることもあるが、そういった時にいじめに気づくことがある。違和感なども含め気づいたときに、先生方に報告することがある。また、本人ではなくて、クラスの友達から報告を受けて対応することもある。さらに、スクールソーシャルワーカーから、もともと対応されていた生徒が実は学校でいじめられていたというような話を聞くこともある。
- 2つ目の対応については、被害を受けている児童生徒の対応と保護者の対応をする。原則、1人のスクールカウンセラーが被害者と加害者の両方を見ることはない。配置校のスクールカウンセラーは、被害者の児童生徒を担当することが多くて、加害者に関しては、学区域の他のスクールカウンセラーや事務所にいるスーパーバイザーなどをお願いすることもある。
- 3つ目の先生方とのコンサルテーションについては、スクールカウンセラーが教育相談部会などに出席させてもらい、その場で話をしている。先生方は毎日子どもたちを見ているので、先入観が逆に邪魔をしてしまって、「これはいじめじゃないだろう。」というような話が出ることもある。そのような時に、週1回来ているスクールカウンセラーが客観的に、違う角度から話をさせていただくこともある。
- 4つ目の予防を含めた研修については、児童生徒に直接話す機会があったり、先生方の校内研修で、いじめを取り上げて研修したりすることがある。
- 課題については、時間的になかなか週1回6時間では対応が終わらないことがある。また、スクールカウンセラーの質の向上が求められていると思っている。
スクールソーシャルワーカーに関しては、活用している学校もあれば、活用していない学校もあることが課題という話を聞いている。

〈社会福祉士会〉

- スクールソーシャルワーカーは、福祉の専門職であり、一つ大きな仕事として、環境への働きかけがある。環境というのは学校内、家庭環境、人間関係などすべて環境であり、その環境への働きかけである。また、学校の間人関係のコーディネーター役も担わせていただいている。
- いじめ対応に関しては、私たちも勤務日数が少なく、人数が少ないところもあって、現状ではなかなか関わっていないことは実感としてある。勤務が週に1~2回、対応している学校も複数校持っているので、いじめ対応はスピード感を持ってやらないといけないことも多いが、そのスピードには乗れていないと思うことはある。
- いじめの聞き取りを行うが、いじている子ども側の話を聞くと、実はその子は家庭内で暴力を受けていたとか、他の子からもいじめを受けていたとかストレスを抱えていることがほとんどだと思っている。その点については、カウンセラーと連携して、その後のケアにあたったり、関係機関に協力を仰いで、家庭環境への働きかけを行ったりしている。
- いじめの見極めについては、学校現場で、「その程度はいじめとは言わないだろう」と言

われてしまうことも時々あって、児童生徒からすると、「先生たちは助けてくれない」と感じることはよく聞く。ソーシャルワーカーから権利擁護という視点から助言をさせていただくこともある。

- ・困っていることは、ソーシャルワーカーの数が少ないので、日々増えていく相談に丁寧に関わっていくことが難しいことである。

〈進行〉

- ・2点目のテーマである、いじめ等の問題に対して法的側面の助言を直接得られる「スクールロイヤー」について移りたいと思う。

事務局から現在の取り組み状況等について説明。

〈進行〉

- ・弁護士会の西田先生の方で、どのような時にスクールロイヤーを活用すればよいかということ、アドバイス等いただければと思う。

〈弁護士会〉

- ・いじめに特化した話ではないが、まず一般的に早く相談してくださいということを申し上げたい。教育事務所を通しての申込になるので、その意味では少しハードルが高いかもしれないが、早く相談していただいた方が、助言が奏功する確率が高まる。ためらわずに早く相談していただきたい。
- ・敷居が高いことは申込制度の問題だけでなく、弁護士相談自体の敷居が高いと思われるようだ。スクールロイヤーの相談に限らず、一般的な法律相談でも、「すいません。こんなことも知らないとか、勉強不足で」と相談者は言うが、皆さんがわかっていたら、専門職の意味がない。気軽に相談いただければというのがまず言いたいことである。
- ・敷居を下げるという意味では、教職員研修にスクールロイヤーで出させてもらっているが、この人に相談するというイメージがわくと思うので、大事な取組だと思っている。
- ・具体的な相談内容は、保護者対応の相談が多い。いじめが原因ということはあるが、いじめに限らず、保護者が弁護士を連れてくるがどうすればよいかというような相談もある。学校の代理人ではないので、同席はできないが、注意点は助言できるので、事前にスクールロイヤーに必ず聞いていただければと思う。弁護士に限らず、支援者を連れてくることもあるかと思うが、そういった時の対応も相談できる。また、急な案件でも、電話やオンラインで相談できる。

〈進行〉

- ・3点目は、昨今、非常に大きな問題となっている「ネットいじめ」について、本協議会の構成機関である、ネットいじめ対策専門部会で協議しておりますので、その協議内容の報告をいただきたい。

ネットいじめ対策専門部会部会長より「ネットいじめ対策専門部会」の協議内容(資料「ネットいじめ対策専門部会報告書」参照)を報告。

〈進行〉

- ・ネットいじめ対策専門部会から報告があった通り、この問題については、多くの機関や団体に協力いただき連携しながら取り組んでいる。情報モラル教育で講師を派遣していただいているNPO法人企業教育研究会にお話をいただければと思う。

〈NPO法人企業教育研究会〉

- ・企業の方々と一緒に小中学校や高等学校に無償で授業や教材を提供する活動をしている。講師派遣事業ということで、私の方で今年だと20校ぐらい回らせていただくことになってるが、今、相談が多いのは、もちろんSNSのトラブルもあるが、オンラインゲームのトラブルを授業で扱って欲しいということが多い。外部の人間はあくまでも一期一会的なものなので、授業を行った後が大事だと思っている。授業後に、学校の先生がどのようにその問題に取り組んでいただけるかが大事だと思っている。
- ・子どもたち同士がルールを作ると決めたルールを守りやすいという研究の成果がある。ある小学校に協力していただき研究していることは、オンラインゲームのトラブルに関する授業の後に、トラブルシューティングを作らせる。例えば、オンラインゲームで誹謗中傷を受けたらどうするか。課金を迫られたらどうするか。仲間外れをしようと呼びかけたらどうするか。そういうことを子どもたちに考えてもらう。毎月1回アンケートをとって、どのように子どもたちがルールを作ることでルールを守ることができるか変化するかを見ている。1回何かをして変わるとい時代ではないと思うので、そういった部分についても授業開発していきたい。
- ・7月18日にFacebookやInstagramを運営しているMeta様と一緒に授業開発したデジタル・シチズンシップの授業を公開しました。自分や仲間が、そして、社会が幸せになる使い方を考える授業になっています。NPO法人企業教育研究会のホームページでも公開していますのでご覧ください。

〈進行〉

- ・ネットパトロールの具体的な事例等で、共有したいことや最近の傾向などがあれば、お話いただきたい。

〈県民生活課〉

- ・ネットパトロール関係の事業は、県の職員が直接行うのではなく、専門の知見を有する事業者をお願いして、キーワード検索等をかけていただいている。重大ないじめ事案に直結するようなものは、今年度は発見されていないが、前年度自殺をほのめかすような内容を連続投稿した事案があったので、気を抜けない。また、軽い誹謗中傷は散見される。生徒同士でなくて、授業中にスマートフォンを持ち込み、授業風景を撮影して、先生方を揶揄するものもある。
- ・引き続き、重大事案であれば当然、教育委員会や警察とも連絡、協力して、即時対応したい。

〈進行〉

- ・最後のテーマは「いじめ重大事態」についてである。

事務局から現在の取組状況等について説明を行った後に、医師会からの事前質問に回答。

【質問内容】県教育委員会は市町村立学校のいじめ重大事態への対応について、他市への情報提供を行っているか。

【回答】事案の内容をそのまま他市に情報提供することは行っていないが、同種の事案が起こった場合に適切な対応が行えるよう、共有することが有益であると考えられる事案については、個人や学校が特定されないよう個人情報等に十分配慮し、管理職や生徒指導主事等を対象とした研修や会議等において、事例として取り上げて、協議等を行っている。

〈医師会〉

- ・この質問をしたのは、私はいじめ重大事態の調査委員をかなり掛け持ちしており、その中で、各市教育委員会の皆様はすごく苦勞されていると思ったからである。保護者対応や推薦依頼の方法、報酬の算出方法も様々である。こういうことはガイドラインに規定がないので、苦勞されていると思う。

〈進行〉

- ・先ほど、小学校長会から発言の機会を逸してしまったので、今日の会議を通して、小学校として何かあればお話いただきたい。

〈小学校長会〉

- ・学校でも確かにスクールロイヤーは頼みにくく、ハードルはあるが、学校長の理事会などの機会を広めていければと思っている。

〈進行〉

- ・皆様からの貴重な意見を今後の県の施策の推進に役立てて参りたい。

6 諸連絡

7 閉 会